

令和4年度

第1回

東京都再犯防止推進協議会

令和5年2月15日（水）

東京都生活文化スポーツ局

午後 3 時開会

○治安対策担当部長 それでは、定刻となりましたので、令和 4 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。私は、本日の紹介を務めます東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部治安対策担当部長の油谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、東京都再犯防止推進協議会の会長でございます生活文化スポーツ局生活安全担当局長の小西よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当局長 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の小西でございます。東京都再犯防止推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆さまには、ご多忙のところ本協議会にご出席いただき厚く御礼を申し上げます。来年度は、令和元年に策定した東京都再犯防止推進計画の計画期間の最終年度になります。本協議会において、次期計画の策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆さまには、ご協力、ご協議をいただきますようよろしくお願いいたします。

これまで現行計画に基づき、再犯防止に関する取り組みを進める中で、新たに浮かび上がった課題を踏まえまして、幅広い視点から施策について議論し、実効性のある計画を策定していきたいと考えております。近年のコロナ禍における孤独、孤立の深刻化が立ち直りに与える影響や、必ずしも接触を前提としない更生保護の在り方の検討、国と都、区市町村が一体となった推進体制の構築などを通じ、都内の再犯防止に関わり取り組みの充実、深化を図る必要がございます。

本日は、今年度末に策定を予定されている国の第二次再犯防止推進計画（案）の内容につきまして、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室さまにご講義をいただく予定であります。皆さまに国の次期計画案についてご理解を深めていただくとともに、その内容を東京都の次期計画においても勘案をし、協議する端緒としていきたいと考えております。

犯罪や非行から立ち直り更生しようとする方を取り巻く環境は、まだまだ厳しい状況にあります。

そうした方を地域社会で支援していくためには、皆さまとの連携が不可欠です。本協議会において、皆さまのお力を得ながら、誰も孤立することなく再出発できる社会、誰一人取り残さない、包摂性のある社会の実現に取り組んでまいりたいと考えています。引き続き、皆さまのご理解、ご協力をお願いし、粗辞でございますがあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○治安対策担当部長 はい、ありがとうございました。それでは、会議次第に基づきまして進めさせていただきますと思います。

まず、最初に、先日パブリックコメントを終えました今年度末に制定を予定している第二次再犯防止推進計画（案）について、法務省さまからご講演をいただきます。

それでは、法務省の大臣官房秘書課企画再犯防止推進室、御子貝補佐官さまからご講演いただきたいと思います。御子貝さま、よろしくお願いいたします。

○御子貝補佐官 こんにちは。法務省大臣官房秘書課の御子貝と申します。よろしくお願いいたします。

前半約 20 分程度を使いまして、第二次再犯防止推進計画（案）について私から説明をさせていただきます、残り 5 分～10 分程度、質疑応答ということで時間を設けさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

第二次再犯防止推進計画（案）についてということで、初めに、この計画の検討状況についてご説明させていただきます。

初めに、法制定、再犯防止推進法の制定から、この 5 年間の振り返りと、第二次再犯防止推進計画の検討ということで資料を準備しております。ご案内のとおり、再犯防止推進法、平成 28 年の 12 月に施行され、翌 29 年の 12 月に同法に基づく再犯防止推進計画、いわゆる現行計画が閣議決定されて、今まさにその計画に基づいていろんな取り組みが進められてきたというところでした。

この計画ですが、一番下の箱の太字下線のとおり、現行計画の計画期間は令和 4 年度末、つまり今年度末までであるため今年度中に計画の見直しが必要ということで、今年度の当初から検討会を実施して検討を進めてきたところがございます。

先ほど、東京都さまからご案内もございましたが、先週、パブリックコメントを実施、期間はちょうど先週終わってはいるんですが、国民の皆さまからも多数のご意見を頂いて、今まさにその内容等について中身を見ながら検討を、最後の検討をしているというところがございます。

この現行計画においてですが、これはちょっと復習になりますが、現行計画の構成としましては、7 つの重点課題と、それに基づく 115 の施策で構成されてございました。この 7 つの重点課題につきましては、資料記載のとおり、就労、住居、保健医療・福祉、いわゆる教育系の就学支援、あとは、特性に応じた指導、民間協力者の活動促進、広報・啓発、地方公共団体と

の連携の強化、関係機関の人的・物的体制の整備という、こういった7つの重点課題に基づきまして、それぞれについて施策がひも付いているというような構成になってございます。

後ほど、第二次計画の構成もご説明しますが、実は、第二次計画も現行計画と大きく構成は変わりませんで、この重点課題については、ほぼほぼ踏襲をしながら一部改変をしてというふうな構成になってございます。それは後ほどお話をいたします。

この、先ほど、今年度当初から検討を進めてきた、正確に言うとは昨年度の末ぐらいからなのですが、検討を進めてきたところでして、今、共有させていただいている資料がこの二次計画の検討状況のスケジュールと申しますか、これまでの歩みを示したものでございます。

昨年2月に第1回の検討会ということで、現行計画の取り組みの進捗状況等についてご報告をした後に、第2回、3回と実際に、まさに現場で第一線で取り組んでいらっしゃる方々からのヒアリング等を行いまして、第4回でそれに基づいた重点事項というものを協議いただき、昨年4月の末に重点事項というものをセットいたしました。

以後は、その重点事項に基づきまして、第5回から第7回にわたって具体的な中身の検討を進めていき、第8回で通しの案文の検討を行った上で、昨年12月20日に検討会としての案がセットされたというところでございます。で、これを踏まえてパブリックコメント等が行われたということになります。

今後の予定ということで、ちょっと一部終わったものも記載してございますが、まさに1月23日～2月5日にパブコメを実施いたしまして、その結果について今中身を検討しております。予定では来月には今年度内ということですので、閣議決定をするということで、所要の手続きを進めているところでございます。

先ほど話した検討状況等につきましては、下部記載の法務省のホームページでも公表しておりますので、もし中身をということであれば、そちらを見ていただければと思います。

では、第二次再犯防止推進計画の中身について、概要について説明をさせていただきます。

この第二次計画の中身につきましては、第一次再犯防止推進計画に基づく取り組みとしまして、このような3つの観点、いわゆる満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進という、この一次計画からの流れを踏まえて、二次計画でもやっぴこうというような構成になっております。

と言いますのも、これらの取り組みについては、現行計画においてもきちんと成果が出ておりまして、下のグラフのとおり、出所受刑者の2年以内再入率、これはですね、政府目標とし

て令和3年までに16%以下にするという目標が掲げられていたんですが、1年前倒しの令和元年出所者においてこの目標は達成することができております。ですので、第一次計画に基づく取り組みというのは、基本的に成果が出ていると、引き続きこの取り組みを進めていくことが重要だというような前提に立ってございます。

それらを踏まえて二次計画の方向性というものを検討会の方でご議論いただきました、その内容がこの3つでございまして、1つ目が、読み上げますが、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図れるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援、これがキーワードですが、息の長い支援を実現することと、2つ目、就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び、民間協力者を含めた地域の支援連携ネットワーク拠点を構築すること、これが2つ目と。最後、3つ目、これが東京都さまとも非常に関係が深くなってくるところでございまして、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国、地方公共団体、民間協力者との連携をさらに強化、強固にすることという、このような基本的な方向性を掲げさせていただいております。

それに基づきまして、また重点課題ということで現行計画と同じように重点課題が設定されているんですが、ご覧いただきますと、ほとんど同じだなとお感じになったと思います。実際、そのとおりでございまして、1、2、3、4、5、7については、もうほぼほぼ同じでございます。6でございまして、現行計画では、地方公共団体との連携強化というような記載になっていたんですが、これをより広い概念で、二次計画においては、「地域による包摂の推進」という題で設定されております。といいますのも、第一次計画において、地方公共団体の皆さまとの連携というものはある程度進んできたという中で、実際に犯罪をした者等が、では、実際に地域に戻ってきた時にどのようにそういった人たちを地域の中で受け入れていって、再犯をしないように一緒に生活、隣人として生活していくかということについては、地方公共団体の皆さまとの連携を強化するということに加えて、地域には、例えば保護司さん等をはじめとする民間の方々とか、若しくは、いろいろ地域の社会支援として病院とかダルクさんとか、地域にはいろんな方々がいらっしゃって、そういった方たちとみんなで連携をして、そういった犯罪をした人たちを受け入れていくんだと。もちろん、その核になっていくのは地方公共団体の皆さまということで、この項目の中の筆頭では、地方公共団体との連携というのを掲げさせてい

ただいているんですが、それだけではなくて、そういった民間の方々や、また、当然国においてもできることはきちんとしていくということで、そこを入れているということで、「地域による包摂」という広い概念で掲げさせていただいたところがございます。

では、実際の中身を見ていきたいと思います。まず初めに、重点の1、就労・住居でございます。こちらについては、基本的に赤字にさせていただいているものがキーワードになってございまして、例えば、就労の確保につきましては、1つ目の丸で拘禁刑の創設とございます。刑法の改正を踏まえて、懲役、禁固刑が拘禁刑という新たなものになった。これを踏まえて、当然、刑務所等における処遇の内容が大きく変わってくると、当然、就労面についても、ここに記載のように、受刑者の特性に応じた自立就労を見据えた、そういった刑務作業を実施する必要があるだろうとか、雇用ニーズに応じた職業訓練、まさに出所後にどのような仕事に就くかということを見据えて職業訓練等も整理していく必要があるのではないかといった、より実態に応じたものをしていく必要があるだろうということですか、赤字にはなっておりませんが、3つ目の丸で、実際に、じゃあ社会に出て就職した後もその職場に定着できるように、すぐ辞めないようにと、若しくは、ちょっと仕事が合わない場合には、当然、職場を変えることは全く問題ないと思うんですが、でも、離職した後もきちんと次につながるように再就職の支援だったりですか、そういったことをしていこうということが就労で記載してございます。

次に、住居についてですが、こちらも赤字記載のとおり、更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇ということで、更生保護施設というのは、委員の皆さま、ご案内のとおりだとは思いますが、刑務所等を出た後に行き場所がないと、住む場所がないという方々が一時的に居住する法務省が所管している民間の法人の施設なんですけど、そこもこれまでは、当然一時的な居場所というところで、あくまで次に自立するためのつなぎといいますか、準備の役割が大きかったんですが、そうではなくて、まさに施設、更生保護施設が処遇の場だとここに記載しているように、薬物依存の支援ですか、更生保護施設を出た後の通所訪問支援ですかですね、まさに処遇の場として機能するためのそういった体制整備というものをしていく必要があるだろうということを掲げさせていただいたり、また、下に記載は、居住支援法人と赤字で記載してございますが、こちら国交省の事業でございすけれども、犯罪をした者等も国交省が指定している住居確保要支援、住居確保要支援配慮者ですかね、の中に入っておりますので、そういった人たちの住居確保、定住先を支援するという意味でのこの居住支援法

人ともきちんと連携をして住居を確保していこうと、このようなものを掲げさせていただいております。

次の2つ目の重点、保健医療・福祉サービスでございます。こちらは大きく2つに分かれていて、1つが高齢・障害の場合、もう一つが薬物依存ということで、高齢・障害については、まさに地域生活定着支援センターさまが本当に核となっていていろいろ動いてくださっていますが、これまでの出口支援に加えて、いわゆる入り口支援についても、現行計画の最後の方から今まさにですが始まっているところですが、こういった効果的な入り口支援を進めていくことですか、支援に当たっては、きちんと福祉的支援のニーズの把握ですとか、動機付け等の強化、こういったものをしていくと、そのようなことを記載してございます。

薬物依存につきましては、記載のとおりでございますが、きちんと一貫した、矯正施設、保護観察所が一貫したプログラムを実施することの大切さであったりとか、また、ダルクをはじめとした民間団体と自助グループとの連携を強化していくことですか、そういったことを書くとともに、3丸目が新しい観点で、いわゆる増加する大麻事犯に対応した処遇、大麻の使用罪というものが今、検討が進んでおりますが、そういったものを見据えた処遇の充実というものも掲げさせていただいております。こちらが2つ目でございます。

3つ目、学校等と連携した就学支援、こちらは、現行計画の取り組みを引き続きというニュアンスが強うございます。キーワードとして、ICTの活用の推進なども書いておりますが、現行計画においても矯正施設と学校との連携や、若しくは保護観察所と学校との連携ということは行っているところですが、そういったものは引き続き継続してやっていこうというところに入っております。

4つ目、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、こちらもおおむね現行計画の内容を受けつつ、やはりここでも刑法改正を踏まえた拘禁刑創設の趣旨を踏まえた処遇であったりとか、あとは、少年法の改正に伴う、いわゆる特定少年と、2つ目の丸で赤字で記載しておりますが、そういった新たな制度を踏まえた指導をきちんと行っていくということを掲げさせていただいているとともに、近年問題化が進んでいる、性犯罪、ストーカー、DV加害者等々、こういったものについてもきちんと処遇を行っていくということを記載してございます。

5つ目、民間協力者の活動の促進でございます。これも記載のとおり、保護司さんですね、民間協力者として、この再犯防止、更生法の分野では非常に大切な存在である保護司さん、この保護司さんの制度が今、なり手不足であったりとか、いろいろな要因において、なかなか存

続というものが難しくなっている現状を踏まえて、持続可能な保護司制度の確立と、そのための保護司さんに対する支援というものを考えていくということを掲げさせていただいております。

これと併せて、何も民間協力者は、保護司さんだけではございません。記載のとおり、NPO法人さんだったり、自助グループさんだったり、また、弁護士の方々、いろいろな方々が地域にはいらっしゃいます。こういった方々をきちんと協力者として積極的に開拓していくとともに、一層の連携を図っていくということも非常に大事だということを書かせていただいております。

6つ目です。これが先ほどお話しした現行計画からは題名を大幅に変えたものになりますが、地域による包摂の推進でございます。ここでは、冒頭に、国と都道府県と市区町村の役割を整理してございます。具体的には、ここにはちょっと細かくは書いてございませんが、国においては、刑事司法手続きの期間ですね、を中心に指導、支援を行っていくのは当然ですが、終わった後も法改正等々によって関われる幅が増えてきてもございます。そういった意味で、そういった支援もだんだんと行っていくんだということを書くとともに、都道府県や市区町村さまにいろんな取り組みを進めていただくに当たっては、きちんと助言等々をしていくというようなことを書いているところです。

都道府県の役割はちょっといったん置いて、市区町村においては、まさに、犯罪を犯した人が地域に戻ってきた時に一番その人に身近な存在として行政サービスを行うに当たって、犯罪をしたからといって特別扱いをするのではなくて、既存の行政サービスの中に組み込んでいただきたいというようなこと。何か犯罪をした人に特別な支援を始めてくださいとか、難しいことをやってくださいということではなくて、既存の取り組みの中にこういった方々を入れていただきたいと、もう既にいろんな場面でやっていただいていることではあるんですが、それを改めて記載したというところでございます。

都道府県におかれましては、まさに、国と市区町村の間ということで、いわゆる広域自治体として市区町村が先ほど言ったような、取り組みを進めるに当たってのバックアップといえますか、フォロー的なものをお願いしたいと思っております。市区町村、なかなか取り組みにはいろいろ差もございますので、そういった中での情報の共有であったりとか、好事例の横展開であったりとか、そういったことをお願いするですとか、先ほど特別扱いしないでは言いながらも、犯罪をした人って、やっぱり慣れてない方々にとったら一体どういう人なんだろうと、

いろいろ不安等もあるかと思えます。そういった再犯防止に関する基礎的な知識等々についても都道府県の方で市区町村に対して研修等々も含めてフォローいただきたいなということを想定しています。

併せて、市区町村では、既存の行政サービスで対応できる範囲でとお話ししましたが、中には、支援を求めてくる犯罪をした者等の中には、例えば、性犯罪をした者が自分が再犯しないために相談に乗ってほしいとか、若しくは薬物事犯者等が何か専門的な支援を受けたいと、そういったちょっと市区町村が一元的に対応するには難しいような案件も出てくるかもしれません。そういった専門的な支援であったりとか、そういったことについては都道府県において可能な範囲でご対応いただきたいというようなことも想定してございます。

なお、今話したような都道府県の役割を進めていただくに当たっては、最後に少し紹介させていただきますが、国において、その取り組みを支援するための財政的支援を令和5年度から行いたいというふうに考えておりました、地域再犯防止推進事業という名前で交付金の交付を予定してございます。東京都さまにおかれましても、ぜひご検討いただけたらなと思うところでございます。

それ以外には、3丸目、地域における支援の連携強化ということで、先ほど話したような地方公共団体だけではなくて、保護観察所や法務少年支援センター、いわゆる少年鑑別所における地域援助ということで、先ほど国も関われる範囲がちょっと増えてきたという話もしましたが、そういった地域援助を推進するですとか、あとは、相談できる場所の充実ということで、保護観察所も刑執行終了者に対しても援助をする等々、更生保護施設が出ていった後もフォローする等々、そういったことも掲げて、併せて地域での包摂というふうにさせていただいております。

最後7番は、再犯防止に向けた基盤の整備ということで、いわゆる人・モノ・カネでございます。そういったものをきちんとやっつけようということでございます。

これらの取り組みをきちんと成果として測るために、一番下の箱に記載のとおり、7つの成果指標ということで書いてございます。現行計画から新たに加わったのは、2年という期限を3年というふうに増やした部分と、あとは、出所者等だけではなくて保護観察を対象としても再処分とか再処分率、再処分者数とかを測ることにしたというところでございます。

今、話したようなことを細かく書いたものが巻末といたしますか、終了の末尾に参考で添付させていただきます。現行計画の主な取り組みだったり、成果だったり、それを踏まえた今後

の課題で、それが二次計画ではどう反映されているかというものが記載してございます。お時間ある時にお目通しをいただければなと思うところでございます。

これが最後で、さっき話した予算事業の話です。今、国において、次年度からこういった事業を始めたいということで、東京都さまにも個別にお話もさせていただいているところではございますが、新たな取り組みが始まります。ぜひご検討いただけたらなと思うところです。

ということで、若干駆け足ではございましたが説明は以上になります。ちょっと時間超過して恐縮ですが、5分～7分ぐらいはお時間取れるかなと思います。何か、今、私、お話しした中でご質問等があればお申し出いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○治安対策担当部長 はい、御子貝さまありがとうございます。それでは、ただ今、御子貝さまからもありましたように、お話しいただいた点につきまして、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。Teams 会議のしきたりに従いまして挙手をいただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○治安対策担当部長 伊藤富士江先生、よろしくをお願いします。

○伊藤委員 はい、上智大学の伊藤と申します。ご説明ありがとうございます。2点ほど質問とコメントがあります。1つは、ご説明の中で地域の支援連携ネットワーク拠点という言葉が最初の方に出てきましたが、地域の支援連携ネットワーク拠点について、どんなものをイメージしておられるのか、具体的に伺いたいなと思いました。

○御子貝補佐官 はい、ありがとうございます。先生、今ご指摘いただきました地域の拠点ですね。これにつきましては、実は、二次計画で令和5年度からと言いながら、既に取り組みとしましては、もう既に始まっているものがございまして、名称といたしましては、更生保護地域連携拠点事業という事業が始まってございます。これは、保護観察所の方で主に対応しているような事業になってくるんですが、地域においていろいろな支援をしてくださっている民間の方々たくさんいらっしゃいます。そういった方々が支援をするのに、いろいろお困り事だったりとか、実際に支援する上で、いわゆる支援者支援というような形で事業化されておまして、そういった形で、地域で犯罪をした者等に対する支援を行っている人たちが、何かお悩み事ですとか困ったこととかを相談できるようにということで、地域の拠点をつくって、そういった支援を始めるという事業が始まってございます。これが、実は、まだ全国で3カ所しか実施されてない事業なんですけど、こういった事業を引き続き広めていくということもその一つとして考えてございます。

それが、次期計画の中で施策で具体に入ってございまして、今日はちょっとすいません、画面共有ができてなかったんですが、具体的施策として書かせていただいています。

あとは、当然、保護観察所とか法務少年支援センターという国の機関も直接的にそういう相談に応じる、地域の相談に応じる拠点として役割を果たしていこうということが書いてございますので、先ほどの更生保護地域連携拠点事業というのは、民間の方に委託して今言ったような支援を行ってもらうんですが、それだけではなくて、国も法改正を踏まえて、保護観察所や、若しくは法務少年支援センター等々が、そういう支援を地域の中で相談拠点として行っていくというようなことを考えているというようなことでございます。

○伊藤委員 はい、ありがとうございます。そうすると、自治体も関わるということですね。

○御子貝補佐官 ええ、そうですね。自治体にも、もちろんそれぞれの立場でお関わりいただきたいと思うんですが、それぞれの役割、都道府県には都道府県に期待する役割、また、いわゆる基礎自治体には基礎自治体に期待する役割というところを先ほど話させていただいたとおりでありますので、それぞれのお立場に応じてご支援いただけたらなと思っております。

○伊藤委員 はい、ありがとうございます。もう一つは、今、第二次再犯防止推進計画（案）ができてというお話だったのですが、その中に、薬物事犯の問題は今大きいと私は個人的に思っています。薬物依存の問題を抱える人に対してというのが文言として入っていましたが、私が今、関心を持っているのは、この中に割と性的マイノリティーですね、LGBTの方が含まれることが多いような感じがしています。保護司もしているので、そういう薬物依存の方と、性的マイノリティーの方とが結び付いている場合も多いのかなと感じます。例えば、自治体の方は、その辺の認識ってまずないと思いますので、そういう認識を広げる必要ももちろんありますし、それから、昨今の情勢を見ますと、こういう多様性という観点からいくと、LGBTとか性的マイノリティーの方を、排除の対象とはしないというようなことがはっきり入ってくるということも必要なのかなと思っております。感想めいたことですが、何かありましたらコメントお願いいたします。

○御子貝補佐官 ありがとうございます。先生ご指摘のとおりですね、そういったLGBTの方々に対するいろいろな配慮というものは、薬物に限らずさまざまな施策を進めていく上で、当然、配慮すべき事項はたくさんあるかと思えます。ただ、今回、薬物のパートにおいて、直接的な記載は、計画の中ではちょっと今のところないんですが、この事業は、厚生労働省と一緒に中

身について、この計画にひも付いて検討会みたいなものをつくって、かなり密に議論もしておりますので、今、先生からご助言いただいた内容も参考にさせていただきながら、引き続き適正に進めてまいりたいなと思った次第でございます。ありがとうございます。

○伊藤委員 はい、ありがとうございました。

以上です。

○御子貝補佐官 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 はい、御子貝さま、伊藤委員、ありがとうございました。その他にご質問等ございますでしょうか。

それでは、ちょっと私の方から御子貝さまにちょっと1点だけご確認という形になるかと思いますが、させていただければと思います。

今日のご講演大変ありがとうございました。本推進計画（案）の中に都道府県の役割、私どもでございますけれども、都道府県の役割として、市区町村に対する支援ですね、は、域内ネットワークの構築、今もちょっと拠点なんていう話もあったようでございますけれども、それから、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村がなかなか単独で実施することが困難というようなことを、支援を都道府県の役割というふうに書いてあったかと思えます。

もし、御子貝さまの、今いろいろご検討されている中で、都道府県の役割として、具体的に何かこういう取り組みがあったらいいな、あるいは、こういう事業が都道府県がしていただけるといいなというものが2～3、ありましたら具体的にお話しいただければ今後の参考になるかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○御子貝補佐官 ありがとうございます。まさに、都道府県に期待する役割といたしましては、計画にも記載させていただき、今まさにご指摘いただいたとおりなんですけれども、いわゆる域内の市区町村に対する支援ということでは大きく2つ考えていて、いわゆる取り組みを進めるに当たっては、市区町村、なかなか取り組みの進度に差異はあるかと思えますので、そこをある程度底上げというかボトムアップするという意味で、都が主導して、いわゆる会議体を持っていただきたいというのが一つございます。再犯防止の検討会とか連絡協議会みたいな形なのかなと思うんですが、実際、そういうことをやっていたら都道府県も結構あるんですけれども、そういった会を開いていただいて、まだなかなか取り組みを進めるのに困っていらっしゃる市区町村に対して情報共有の場であったりとか、若しくは施策を進めるに当たっての配慮があれば、何か調整というかご助言をいただく、そんないわゆる会議体というのを一

つ期待したいというところと、もう一つは、その会議と裏表かもしれませんが、再犯防止といっても、なかなか中身については、これまで国がやってきたという経緯もございまして、市区町村の中には、ちょっとイメージが湧かない、犯罪をした者に対する支援って何をすればいいんだろうかと思っているところもあるかと思えます。

そういった方々に対して、いわゆる市区町村の職員を対象に、研修というようなものもしていただくとありがたいなと思っているところでございます。

研修を行うに当たっては、当然、東京都さまはかなり知見をお持ちですので、都の皆さまにやっていただくのももちろん素晴らしいと思いますし、場合によっては、いわゆる地域の、そういう犯罪をした者等に対する支援を行っている方々たくさんいらっしゃると思います。東京都さんも独自のネットワークをお持ちだと思いますし、われわれ法務省の所管で言えば、保護司さん、更生保護女性会さんを筆頭に、いろいろそういった方々もいますので、そういった方々を講師等にしていただいて研修会等を開いていただくとありがたいな。これがいわゆる都道府県に期待する市区町村支援の役割でございます。

もう1個、いわゆる犯罪をした者等に対する直接的な支援につきましては、先ほどお話したとおり、なかなか市区町村単位では難しい案件であったりとか、もう一つは、市区町村単位でやるにはスケールメリットがちょっとないなというような事業、こういったものを都道府県単位でやっていただくとありがたいなと思っているところでございます。

前者については、例えば、大阪府さんがやっているような、性犯罪をした者に対するカウンセリングの事業というものがございます。これをいわゆる市区町村単位でもやってくださいというようなことは、かなりしんどいなと思いますし、そもそも対象がいるのかという問題もあって、こういった専門的な事業といったものは、確かに都道府県単位でやっていただくと非常にありがたいなと思うところでございます。

もう1点、スケールメリットの観点で言うと、まさに、東京都さまがやってくださっている犯罪をした者等々に対する電話相談の事業ですね。あちらなどは、本当にわれわれ、大変参考にさせていただいている事業で、例えば、市区町村単位でそういった相談事業をやっても、うちの市区町村にはそんなにニーズありませんと、やっても費用対効果がないというようなことも、例えば東京のように大きな都でも、域内の市区町村の中にはそういうところも出てくるかと思えます。そういった場合には、やはり都道府県単位で事業を行っていただくことで、ある程度スケールメリットも図れるのかなという意味で、東京都さまが現行行っている

事業は、まさにわれわれが想定している支援の本当に理想の一つかなと思ってございます。

ですので、できれば、次年度以降も今のような非常に素晴らしい取り組みを続けていただけたらありがたいと思いますし、先ほど来、話している基礎自治体に対する支援と、今の直接支援の内容をしていただくに当たっては、交付金ということで微々たる額ではございますが、国においても財政的支援を行いたいと思っておりますので、ぜひ併せてご検討いただけたらなと思うところでございます。

以上でございます。

○治安対策担当部長 はい、大変ありがとうございます。お2ついただきました。会議体とか研修については、私ども認識しておりまして、実は、今年度から始めているところでございます。これを改めて、また、国の計画に位置付けていただいて、交付金も含めてという話もありましたけど、ぜひ私どももこれをどうやって来年度の新しい計画に位置付けていって、市区町村さんに対して、どうやって示していくか、大事な要素かなと思っています。ぜひ、その点でもまたご支援賜ればと思います。

それから、2つ目、お褒めいただきありがとうございます。私どもも、やはり再犯事業については、例えば東京都内でいくと62市区町村があるということで、それぞれの財政基盤も全く違う中で、おっしゃるとおり、専門性やスケールメリットの点で、非常に、市区町村の取組がやりたくてもできないという面が非常にあるというのは、われわれもう十分認識しておりまして、今日も八王子市さんが委員として入っていただけてますけども、ここが非常にこの再犯計画を、いわゆる全国津々浦々という言い方はちょっとあれでしょうけども、やっぱり全国レベルである程度のスタンダード的にレベルアップして進めていくために、ちょっとそこが少しネックになっているのは間違いのないところかと思っておりますので、われわれの取り組みも含めて、ぜひまた、私どもも国の再犯計画にきちんといろんな形で、その方向性を位置付けていただき、かつ、財政的支援も賜りながら、来年度の計画改定にもぜひ生かしていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

○御子貝補佐官 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 それでは、その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御子貝さま、本当にありがとうございました。

○御子貝補佐官 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 続きまして、事務局より、次期東京都再犯防止推進計画策定の進め方、ス

スケジュール等につきまして説明させていただきたいと思いますので、事務局よろしくお願ひします。

○共生社会担当課長 事務局の東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当課長の古嶋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、次期東京都再犯防止推進計画策定の進め方について、検討体制やスケジュールなどをご説明させていただきます。

まず、次期計画の検討体制についてご説明をいたします。都は、令和元年7月に再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、現行の東京都再犯防止推進計画を策定しております。計画策定から現在に至るまで、計画に基づいて設置しました東京都再犯防止推進協議会において、委員の皆さまからご意見を賜りまして、都の再犯防止策に係る協議を実施するなど、都内の再犯防止の推進と連携強化に取り組んでまいりました。

現行計画は、計画期間を令和元年度から令和5年度までとしておりまして、計画期間の最終年度に当たる来年度中に次期計画の内容を確定させる必要があります。

本協議会は、現行計画策定後に設置されましたため、現行計画は東京都再犯防止推進計画検討会を設置して協議して策定をしておりましたが、現在は本協議会が存在することから、次期計画は本協議会及び事務、実務者会議において検討していきたいと考えております。

そこで、要綱を改正しまして、協議会の所掌事項に「東京都再犯防止推進計画策定及び変更に関する事」ということを追加いたします。要綱の改正につきましては、後ほど詳細をご説明させていただきます。

令和5年2月現在の協議会の委員一覧はお示しのとおりになっております。ご承知おきのとおり、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長が会長を務めまして、国と市区町村との関係機関の部長級の職員に加えまして、民間支援団体や被害者当事者さま、有識者さまなど、計23名で構成をされております。

実務者会議の大枠の委員構成は、お示しのとおりとなっております。東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長が座長を務めまして、国と都については関係部署の課長級から選出しており、民間支援団体等については、それぞれの副会長さま、又は団体等が推薦する者としております。

各実務者会議の委員は、先ほどお示ししました大枠の委員の中から、開催回ごとにテーマである現行計画の重点課題に対応した委員を選定、招集しておりまして、毎回15名～20名程度

で構成されております。議題に合わせた専門性の高い委員構成で、集中的に議論をすることとしております。

次期計画につきましても、この協議会、実務者会議において検討を進めてまいります。

次に、本日の本題となります次期東京都再犯防止推進計画策定に向けたスケジュールについてご説明をいたします。

昨年 11 月に実務者会議を開催いたしまして、住居の確保等のための取り組みについて協議をしております。こちらについては、後ほど概要をご報告をいたします。今年度は、本日の協議会を次期東京都再犯防止推進計画の検討策定のキックオフとして開催をしまして、その後、来月 3 月に事業調査という形で庁内各局の再犯防止に係る各取り組みの取り組み状況を調査いたします。

その際、次期計画に盛り込むべき事項も漏れなくご報告をいただいた上で、次期計画案の検討を開始いたします。

ここで、ご報告いただいた内容を基に調整を進めまして、来年 6 月～7 月に予定しております第 1 回協議会で次期計画の素案をお示ししたいと考えております。

来年度協議会は、3 回の開催を予定しておりまして、11 月に開催予定の第 2 回協議会で皆さまに次期計画案の承認をいただいた上でパブリックコメントを実施したいと考えております。

このパブリックコメントと、議会関係から集約した意見を反映して、必要な修正を行い、1 月の第 3 回協議会で皆さまの最終確認を得て、計画を確定する予定です。

この第 3 回協議会は、書面開催で実施したいと考えております。

6 月～7 月の第 1 回協議会において、次期計画の素案を提示した後、11 月の第 2 回協議会までに実務者会議を複数回開催しまして、その場で有識者や関係者からの意見を聴取して、皆さまと協議する中で必要な内容を計画案に加えてまいります。

また、次期計画の策定に当たりましては、国の計画の内容を勘案するとともに、この 5 年間で新たに浮かび上がりました課題や現状、新たに実施している取組を適切に反映していきいと考えております。

こちらは参考ですが、これまでの協議会と実務者会議の開催状況をお示ししております。令和元年の協議会設置以降、毎年度 1 回、協議会を開催しまして、計画の重点事項ごとに開催した実務者会議に併せて意見交換を実施してまいりました。来年度は、計画改定に伴い、協議会を 3 回、実務者会議を 2 回～3 回開催する予定になっております。

最後に、再犯防止に関する東京都の取組の概要につきましてご説明をいたします。

まず、私ども東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部の取組ですが、都民安全推進部は、再犯防止に関する東京都の所管部署としまして、各分野の事業について庁内外の関係機関と連携を図り、都内における再犯防止を推進しております。

併せまして、こちらの本協議会、実務者会議を運営し、また、次期計画の検討、策定の事務局を担う他、区市町村の取組支援や再犯防止に関する研修会の実施、立ち直り支援に携わっている実務者の方を対象としたガイドブックの発行やポータルサイトの運営を行っております。

また、来年度は、新規事業としまして、支援者同士の交流促進を目的とした交流会や、保護司確保に向けた都職員への説明会を実施する予定となっております。

現行計画策定後も新たな取組を実施しております、これらは次期計画に盛り込まれる見込みとなっております。

こちらは、東京都の関係局の取組と役割分担になります。東京都では、複数の局において幅広く再犯防止に関連する取組を実施しております。就労につきましては産業労働局、住居につきましては住宅政策本部、福祉・医療につきましては福祉保健局、教育については教育庁と生活文化スポーツ局、そして、各種犯罪の防止について警視庁などが中心となって取組を行っております、現行の計画にも記載がされております。

これらの取組は、既存の取組の一部が再犯防止に関連しているものが多く、必ずしも再犯防止を一番の目的とした施策ではないのですが、立直りを各分野から支えて、再犯防止を推進する上で欠かすことができない取組となっております。

以上で次期東京都再犯防止推進計画策定の進め方についての説明を終わります。皆さまと次期計画について協議し、つくり上げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○治安対策担当部長 どうもありがとうございました。ただ今、ご説明いたしました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら先ほどのとおり、Teamsの手を挙げる機能で挙手いただければありがたいと思います。よろしく願いします。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでございますので、続きまして、事務局より、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の第1回の実施結果につきましてご報告をさせていただきます。事務局お願いいたします。

○共生社会担当課長 引き続きまして、事務局の古嶋から説明をさせていただきます。

東京都再犯防止推進協議会は、親会である協議会と実務者で構成されます実務者会議の2段構造となっております。実務者会議につきましては、東京都再犯防止推進計画で掲げた6つの重点課題の中から課題を抽出しまして、関連した取組を協議事項としております。今年度は、昨年11月に実務者会議を1回開催しまして、計画の重点事項である就労・住居の確保等のための取組のうち、住居の確保をテーマに、東京都や国の取組を説明するとともに、出所者等の居住支援の1つである自立準備ホーム等について一般社団法人日本自立準備ホーム協議会代表理事の高坂朝人さまにご講演をいただいた後、協議を行いました。

まず、居住支援に関する東京都の取組としまして、東京都住宅政策本部から、重層的な住宅セーフティーネットの確保に向けた取組の説明がありました。住宅セーフティーネットとは、いわゆる住宅セーフティーネット法に基づく制度でありまして、東京都は同法に基づく住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定しております。計画には、本議題と関連する居住支援の取組の強化が盛り込まれています。住宅セーフティーネット制度は、低所得者などの住宅確保要配慮者への住居の供給を促進することを目的としておりまして、更生保護対象者も住宅確保要配慮者の対象としております。制度のイメージとしましては、下の図の「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「登録住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング居住支援」の3つを柱としておりまして、3の居住支援においては、住宅確保要配慮者の住まい探しや、生活相談などのサポートを行う都道府県の指定を受けた法人である居住支援法人や、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体が連携した居住支援協議会による支援が行われております。

次に、国の取組としまして、東京保護観察所さまから、居住支援法人と連携した取組の説明がございました。保護観察における居住支援につきましては、居住先として、法務省の認可施設である更生保護法人が運営する更生保護施設と、平成23年度に緊急的居住確保自立支援対策として開始された施設の空きベッドなどを活用した自立準備ホームの2つがあります。いずれも一時的な居住先となっております。

また、受刑者が刑務所収容中に帰住先を指定するに当たり、保護観察所で帰住予定先の生活環境を調査し、改善更生や社会復帰にふさわしい環境を整える生活環境調整を行っておりますが、これにつきましては、平成28年の法改正により、地方更生保護委員会、保護観察所に対して指導、助言をできるようになりまして、また、広域的な連絡調整を行うなどの機能強化が図られております。

居住支援の今後の展望としましては、適切な住居の確保に向けて、保護観察所と居住支援法人が連携して支援することが重要であるとして、当面の課題に「連携可能な、居住法人の拡大」など4点を掲げています。

また、東京保護観察所さまからは、併せて、居住支援が必要であることを示す数字としまして、ご覧のとおり、犯行時住所不定の者の割合などについてご説明をいただきました。

続きまして、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会代表理事の高坂朝人さまから、「自立準備ホームでの取組及び民間支援団体のネットワーク化について」と題してご講演をいただきました。初めに、高坂さまのご経歴や、ご自身が運営されている自立準備ホーム「4sホーム」における取り組みなどをご説明いただきました。スライドでは、具体的な支援内容や部屋の様子などをお示ししています。

また、高坂さまは、民間支援団体のネットワーク構築にも携わっておられ、地元に戻りたくない少年を別の都道府県に帰住させるなど、広域で帰住先などを調整できるようにするための全国再非行防止ネットワーク協議会や、自立準備ホームの連携強化と研修の実施による自立準備ホームの機能強化、団体としての政策提言を可能することなどを取り組む日本自立準備ホーム協議会の立ち上げにも尽力をされています。

ただ今ご報告しました取組説明とご講演の後に、居住支援について参加者の間で意見交換を行いました。主なご意見としましては、ご覧のとおり、住居の確保だけでなく個人の特性に応じた支援が必要であること、出所者支援の際、生活の糧を安定して得ることに苦労していること、行政サービスとして息の長い支援の仕組みが必要であること、支援団体がずっとつながり合い多くの支援者が関わることで立ち直りにつながること、などの発言がありました。協議した内容、頂いたご意見につきましては、次期計画策定の際の参考とさせていただきたいと考えております。

以上でご報告を終わります。

○治安対策担当部長 はい、ただ今、事務局から説明がありました点につきまして、何かご質問等ございましたら同じように挙手ボタンをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ございませんでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事次第につきまして最後です。先ほどの計画改定の進め方でも少し触れましたとおり、東京都再犯防止推進協議会の設置要綱の改正を予定しておりますので、それにつきまして事務局より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○共生社会担当課長 続きまして、東京都再犯防止推進協議会設置要綱の改正についてご説明をさせていただきます。

今、画面にお示しの要綱の新旧対照表の方をご確認ください。右側が現行の要綱になっておりまして、左側が要綱の改正案になります。変更箇所は赤字下線部分としております。

今回の改正事項は2点ございまして、まず1点目としまして、先ほど、次期東京都再犯防止推進計画策定の進め方でもお話ししましたとおり、本協議会及び実務者会議において、次期計画の検討を行うために、要綱第2項の協議会の所掌事項に「計画の策定及び変更に関すること」を追加いたします。実務者会議の方は、協議会、親会の所掌事項につきまして、計画の重点ごとに具体的に議論する場としておりますので、この改正によりまして、本協議会及び実務者会議において次期計画の検討を行うことが可能となります。

2点目の改正事項は、委員の推薦に係る見直しについてでございます。要綱別表の赤字下線部分が該当箇所になります。現在、社会福祉法人東京都社会福祉協議会さまと、東京都町会連合会さまの委員につきましては、充て職としまして、必ず事務局長さまや会長さまを委員に選任することとされてはいますが、両団体につきましては、必ずしも再犯防止を目的とする団体ではないことから、今後、委員が変更となる場合に特定の職に限定せずに、それぞれの団体の中で本協議会のテーマに直接携わる委員などを推薦してもらい、選任できる形に改正をいたします。現状の職で継続していただくこともできますし、この改正によりまして柔軟な委員の選任が可能となりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で東京都再犯防止推進協議会設置要綱の改正についての説明を終わります。

こちらの案で皆さまの承認をいただければ、4月1日までに改正の手続きを進めてまいります。よろしく願いいたします。

○治安対策担当部長 はい、ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。ご意見、ご質問、ありませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは、意見等がございませでしたら、ただ今、説明がありました要綱案をご承認いただきたいということでよろしく願います。よろしいでしょうか。はい、はい、ありがとうございます。異議なしということでさせていただきますと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

本日予定していた議題は以上になります。私ども、進め方をご説明させていただきましたが、今後、それに従いまして、皆さまのご協力の下、来年度、東京都の再犯防止推進計画を充実し

た内容としていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、法務省の御子貝さまには大変貴重なご講演ありがとうございました。併せて、伊藤委員からも貴重なコメントをいただいて大変ありがとうございました。

本日の議事につきましては、後日、皆さまに議事録をお送りして内容をご確認いただいた後、公表ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回のこの協議会の開催につきましては、今日はキックオフということでございますが、次回につきましては、令和5年、今年の6月～7月を予定しておりますので、ぜひともご出席等を賜ればありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今日の議事次第は全て終了いたしました。何か最後、言い足りないこと、コメントありましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、本日は本当にありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回東京都再犯防止推進協議会を閉会いたします。

午後4時8分閉会